

## スマホ・ケータイ人権教室実施要領

### 1 目的

インターネット上の人権侵害の問題は、近年深刻化しており、インターネット利用者等に対して、人権に関する正しい理解を深めるための啓発活動として、携帯電話会社が実施している「スマホ・ネット安全教室」と人権擁護機関が連携し、スマートフォンや携帯電話の利用に関する危険やトラブルを未然に防ぐとともに、SNSや無料通信アプリを使用したいじめなどの人権問題が発生した場合の、人権擁護機関の相談利用について周知を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」という。）

京都地方法務局（以下「法務局」という。）

京都府人権擁護委員連合会

### 3 実施対象

小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中高一貫教育学校及び特別支援学校の生徒とする。

なお、保護者、教員等の参加については、差し支えないものとする。

### 4 実施内容

#### (1) スマホ・ネット安全教室

ドコモは、ドコモが定める方法により、スマホ・ネット安全教室を実施する。

#### (2) 人権教室

人権擁護委員又は法務局職員は、口頭又はパワーポイントを使用し、10分程度人権教室を実施する。

### 5 実施方法

#### (1) 学校は、開催希望日（土日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）の6週間前までに、ドコモホームページ内の「『スマホ・ネット安全教室』<予約空き情報・お申込み>」（<https://www.nttdocomo.co.jp/corporate/csr/social/sustainable/educational/>）から申し込み。また、申し込みの際、申し込み受付フォームの「法務局/警察とドコモとの共同開催」項目に次の事項を必ず記載する。

ア 「法務局との共同開催」を選択

イ 【担当法務局】京都地方法務局

ウ 【担当者名】人権擁護課企画係  
エ 【メールアドレス】jinken\_kyoto\_moj\_bal@moj.go.jp  
オ 【法務局の講話時間】講話時間選択（5分もしくは10分）  
カ 【法務局の参加方法】「訪問」を選択  
キ 【法務局スライドの使用有無】「有・ドコモ側で共有」を選択

※上記の記載を遺漏すると、人権教室が実施されないドコモの「スマホ・ネット安全教室」として申込が受け付けられますので、ご注意ください。

- (2) ドコモの講師による「スマホ・ネット安全教室」はオンラインにて行い、人権擁護委員又は法務局職員による人権教室は、学校等に原則訪問して行う。
- (3) 年度内の申込みは1学校で1回、連続した3コマまでとし、安全教室の同一カリキュラムについては、各1コマで受講することとする。（複数学年共同実施も可能）
- (4) 実施校は、実施後おおむね2週間に、ドコモが実施するアンケートに回答するとともに、法務局に対し別紙様式にて受講報告をするものとする。

## 6 その他

申込方法等については、京都地方法務局ホームページにも掲載する。

## 7 実施要領等についての問合せ先

〒602-8577

京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197

京都地方法務局 人権擁護課企画係

TEL：075-231-0325

FAX：075-222-0836

メール：jinken\_kyoto\_moj\_bal@moj.go.jp

## 8 ドコモへの問合せ先

メール：k-tai-anzen@nttdocomo.com